

大個審答申第 111 号
平成 31 年 3 月 28 日

大阪市長職務代理者
大阪市の副市長 田中 清剛 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 松本 和彦

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、保護条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求のうち保有個人情報を保有していると判断したものについては別表の（き）欄に記載の保有個人情報を特定した上で、保護条例第 23 条第 1 項に基づき別表の（か）欄に記載の開示決定又は部分開示決定を、また、本件各請求のうち保有個人情報を保有していないと判断したものについては、保有していない理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して、同条第 2 項に基づき別表の（か）欄に記載の不存在による非開示決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、別表の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表の（け）欄に記載のとおりである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表の（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

保護条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、保護条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

本件各審査請求における争点は、本件各決定のうち開示決定及び部分開示決定については、別表の（き）欄に記載の保有個人情報以外に特定すべき保有個人情報の存否であり、また、本件各決定のうち不存在による非開示決定については、特定すべき保有個人情報の存否である。

3 本件各決定の妥当性について

(1) 本件各請求の趣旨について

本件各請求の趣旨は、いずれも、審査請求人からの介護保険料の減免申請を受け、実施機関が当該減免申請に対し、審査請求人が「居住用以外の処分可能な土地を有している」ため減免基準要件を満たしていないことを理由として却下決定をしたことにつき、実施機関が「処分可能な土地」と判断した根拠を求めるものであると解される。

(2) 介護保険料の減免について

介護保険法（平成9年法律第123号）第142条は、「市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」と規定している。

大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号。以下「介護保険条例」という。）第15条は、介護保険料の減免について、同条第1号に掲げるもののほか、同条第2号に掲げる「市長が特に必要があると認めるとき」に該当することにより納付すべき保険料の全額負担に堪えることが困難であると認められる者に対して、保険料を減免することができる旨を規定している。

介護保険条例第15条等に規定する保険料の減免等について必要な事項を定めた「大阪市介護保険料徴収猶予及び減免基準」（以下「減免基準」という。）では、第2項第4号において「条例第15条第2号に規定する市長が特に必要があると認めるときとは、…及び生活に困窮し納付が困難である場合とする」とし、「生活に困窮し

納付が困難である場合」とは、同号(イ)において「市町村民税世帯非課税の第1号被保険者…の属する世帯について、生活に困窮し、ア～エのすべてに該当する場合」としている。減免基準第2項第4号(イ)ウは、「活用できる資産を有しないこと」を要件として掲げ、「活用できる資産とは、預貯金等…が1人世帯350万円以上…の資産を有していることや、世帯単位で自己の居住用以外の処分可能な土地又は家屋を有していることをいう」と定めている。

このほか、「大阪市介護保険料減免事務取扱要領」及び「介護保険料減免Q&A」を作成し、介護保険料の減免の事務の取扱いについて必要な事項を定めていることが認められる。

(3) 「処分可能な土地」について

実施機関に確認したところ、介護保険料の減免申請があった場合に、減免の適否を判断するための審査基準は、上記(2)に挙げたもの以外存在しないとのことであった。

当審議会において、上記(2)に挙げた法令や要領などを見分したところ、「処分可能な土地」と判断するために、どのような資料を確認し、作成し、又は取得すべきかについて記載されておらず、「処分可能な土地」と判断するための根拠として、審査請求人が主張するような「土地鑑定や査定等」が必要である旨の記載はなかった。

(4) 以上を踏まえると、本件各決定のうち開示決定及び部分開示決定については、別表の(き)欄に記載の保有個人情報以外に特定すべき保有個人情報はなく、また、本件各決定のうち不存在による非開示決定については、特定すべき保有個人情報はなく、別表の(こ)欄に記載の実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められないことから、本件各決定はいずれも妥当である。

4 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

(参考) 調査審議の経過 平成28年度諮問受理第16号ほか7件

年 月 日	経 過
平成28年6月17日	諮問書の受理（平成28年度諮問受理第16号から第19号）
平成28年7月20日	諮問書の受理（平成28年度諮問受理第28号及び第29号）
平成28年8月5日	諮問書の受理（平成28年度諮問受理第33号及び第34号）
平成29年2月15日	実施機関から意見書の收受（平成28年諮問受理第16号から第19号、第28号、第29号、第33号及び第34号）
平成30年5月16日	調査審議
平成30年6月13日	調査審議
平成31年1月28日	調査審議

平成 31 年 3 月 28 日

答申